

浦安市規則第46号

浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則の一部を改正する
規則

浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則

第1条中「高齢者」を「要介護者等」に改める。

第2条中「高齢者」とは、65歳以上の」を「要介護者等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）又は同条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）を受けている」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「高齢者」を「要介護者等」に、「次の各号に該当する」を「心身の状況、住宅の状況等を勘案して、居住する住宅の改修が必要と認められる」に改め、同条各号を削る。

第5条中「、法」を「、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に、「50万円」を「30万円」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「浦安市高齢者住宅改修費用助成申請書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書」に改める。

第8条第2項中「浦安市高齢者住宅改修費用助成可否決定通知書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書」に改める。

第9条第1項前段中「浦安市高齢者住宅改修工事変更届」を「浦安市要介護者等住宅改修工事変更届」に改める。

第10条中「浦安市高齢者住宅改修工事完了届」を「浦安市要介護者等住宅改修工事完了届」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出は、助成の可否の決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日（天災その他の事由により市長がやむを得ないと認めるときは、市長が別に定める日）までに行わなければならない。

第11条前段中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条中「浦安市高齢者住宅改修費用助成金交付請求書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書」に改める。

第14条中「又は助成」を「、助成」に改め、「違反したとき」の次に「又は第10条第2項に規定する期日（市長が別に指定した期日を含む。）までに同条第1項の規定による届出がされなかったとき」を加える。

別記第1号様式中「浦安市高齢者住宅改修費用助成申請書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書」に、「高齢者住宅改修費用の助成を」を「要介護者等住宅改修費用の助成を」に、「浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に改める。

別記第3号様式中「氏名」を「氏名（自署）」に改める。

別記第4号様式中「浦安市長」を「浦安市長」を

「浦安市長」に、「浦安市高齢者住宅改修費用助成可否決定通知書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書」に、「ありました高齢者住宅改修費用」を「ありました要介護者等住宅改修費用」に、「浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に、

「教示 この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます。」

を

「教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。

別記第5号様式中「浦安市高齢者住宅改修工事変更届」を「浦安市要介護者等住宅改修工事変更届」に、「浦安市高齢者住宅改修工事費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に改める。

別記第6号様式中「第10条」を「第10条第1項」に、「浦安市高齢者住宅改修工事完了届」を「浦安市要介護者等住宅改修工事完了届」に、「高齢者住宅改修工事が」を「要介護者等住宅改修工事が」に、「浦安市高齢者住宅改修工事費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に改める。

別記第7号様式中「浦安市高齢者住宅改修費用助成金交付請求書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書」に、「浦安市高齢者住宅改修費用助成金を、浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成金を、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第10条に1項を加える改正規定、第11条及び第14条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和4年7月1日
 - (2) 別記第3号様式の改正規定及び別記第4号様式の改正規定（「浦安市高齢者住宅改修費用助成可否決定通知書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書」に改める部分、「ありました高齢者住宅改修費用」を「ありました要介護者等住宅改修費用」に改める部分及び「浦安市高齢

者住宅改修費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に改める部分を除く。) 公布の日

(経過措置)

- 2 改正後の浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後の申請に係る要介護者等住宅改修費用の助成について適用し、施行日前の申請に係る要介護者等住宅改修費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則の規定は、令和4年7月1日以後の申請に係る高齢者住宅改修費用の助成について適用し、同日前の申請に係る高齢者住宅改修費用の助成については、なお従前の例による。